

小売店の皆さん、ご存じですか？

## 春日井市なら

休業していなくても、売上が減少していなくても  
支援金がもらえるんです

次の2つの条件に当てはまる小売店

- 愛知県の休業要請の対象業種である

休業要請の対象業種の例

古物商、宝石店、おもちゃ屋、アウトドア用品  
スポーツグッズ店、ゴルフショップ、ペットショップなど

※これらの業種は、支援金の対象外です

- 令和2年4月23日（業種によっては4月17日）～5月6日に休業した

愛知県・春日井市新型コロナウイルス感染症対策**協力金**の対象です

※条件によって他市町村への申請となる場合があります

**50万円／事業者**

### 休業要請の対象ではない市内の小売店

- ※休業の有無や売上減少といった条件はありません
- ※日本標準産業分類に掲げる小売業者が対象です（小売業の例）  
個人用・家庭用消費のために商品を販売する者
- ※卸売業者は対象外です（卸売業の例）  
他の事業者に業務用の商品を販売する者

春日井市新型コロナウイルス感染症対策**支援金**の対象です

**10万円／事業者**

共通の対象要件

- ✓ 中小企業、個人事業主、NPO法人等であること
- ✓ 令和2年4月10日時点で開業していること
- ✓ 交付申請日及び交付決定日において倒産・廃業していないこと

申請期限はいずれも令和2年6月30日（火）です

詳しくはホームページで検索

春日井市 協力金 支援金



### お問い合わせ

春日井市産業部経済振興課 協力金・支援金事務室  
〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
TEL 0568-85-6982  
E-mail kyoryokukin@city.kasugai.lg.jp

(ホームページQRコード)

